

和牛の遺伝的不良形質除去にあたって 問題となる「乳頭不足」の解釈について

渡辺 明喜

昭和25年10月から黒毛和種登録規程が現行のものに改正され、従来の現象型のみによる淘汰から因子型をも考慮した淘汰へと変って来たが、これと併行して、特に奇型その他遺伝的不良型質の発現に関係している遺伝子を登録圏内から除去して、和牛生産の安全性を昂めるために、これらの除去計画を実施しているが、この計画は他の家畜にはみられない一つの新しい試みとして当時関係者の注目をあびたところであり、本県においても登録協会支部が主体となってこの実施にあたり、幸い、飼育農家の絶大な協力を得て着々進ちよくしている。しかし新しい画期的なことだけに、亦遺伝学的にも未だ窮明を要する点があることから実施にあたっては色々問題があるようである。

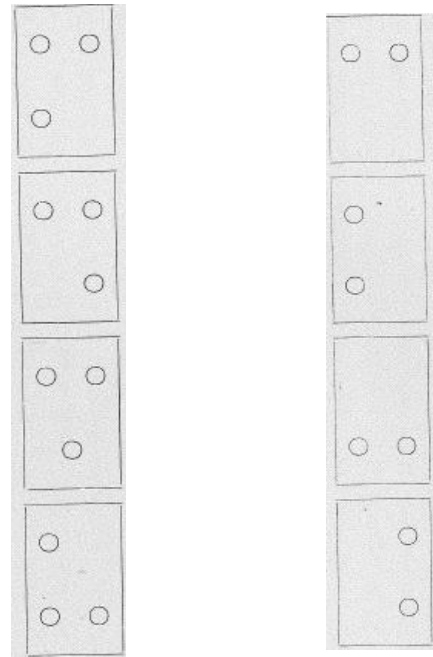
この除去計画の対象となっている不良形質はすでに本誌でも再三説明したと思うが、第1類、第2類、第3類に分かれており、第1類は長期在胎、無毛、豚尻、単蹄などの奇型的なものであり、第2類が乳頭不足、褐毛、第3類が白斑、白舌である。

ところでこの除去計画で一番よく問題になるのは第2類の「乳頭不足」である。この乳頭不足には2本乳、3本乳というような単純な乳頭数の不足のもの、俗によりチチ、枝チチなどといわれるような乳頭異常を伴った乳頭不足とがある。問題はこの乳頭異常でありその判別困難なため、乳頭不足と断定してよいかどうか決し兼ねる場合がかなりあるので、これらの判別上の解釈をどこにおくかが登録上は勿論、不良形質除去の面からも質疑の中心となっていたようである。

この点について幸い昨31年11月に開催された中央審査委員会において協定が行われ今後は次のとおりの解釈にもとづいて取扱うこととなった。以下和牛誌38号に掲載された中央審査委員長上坂博士の解説を転記して関係者の御参考に資するとともに、今後こうした形質の除去について協力をお願いしたい。

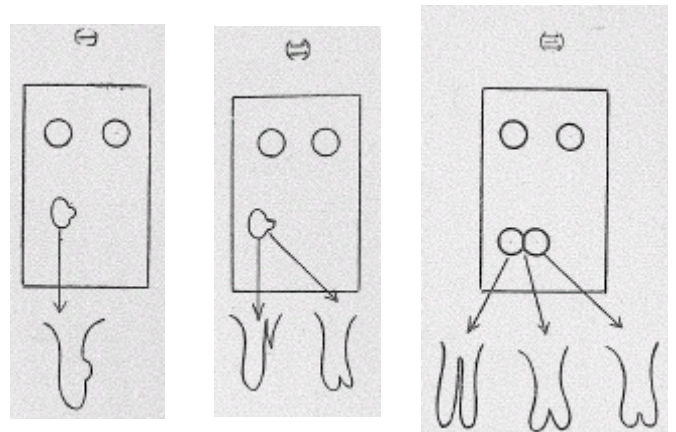
一. 単純な乳頭不足 図は何れも牝の場合のように

記してあるが、牝の場合も同様説明できる。



(一) いずれも3本乳 (二) いずれも2本乳

二. 乳頭異常を伴った乳頭不足 (3本乳)



(一) この乳頭は正規のものに副乳頭がついていると解する。したがって全体で、この場合も3本乳である

(二) 左と同様に解釈する

(三) これはいわゆるクツツキである
左と同様
左と同様

岡山畜産便り1957.02

この分枝が明らかに基部においても分かれている場合は、乳頭異常とはせず、したがって全体は3本乳ではなく、正常なものとする。この場合双方共その先端に斑点（孔）がなければならぬ。分枝が基部迄いつ

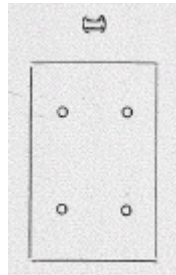
ているかどうか、判然としない場合は、乳頭異常とし、全体は3本乳とする。

三. 乳頭異常ではあるが乳頭不足でないもの（登録上は失格とならず減点審査される）



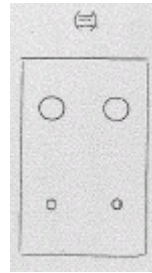
(一)

これは痕跡程度の小さい乳頭でも、かまわないがその先端に斑点（孔）がなければならぬ。これは、あるいは副乳頭かも知れないが、一応乳頭の痕跡と考え、この場合は3本乳とはしない。ただしこの位置が前後左右のものと大体対照となっていないなければならない。（左後乳頭痕跡という）



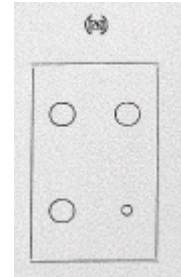
(二)

これは非常に短小な乳頭が4つある場合でこれも乳頭異常である。その程度に応じて減点すればよい。（乳頭短小という）いずれの乳頭も、その先端に斑点（孔）がなければならぬ。



(三)

これは2本の乳頭は正常であるが他の2本が非常に短小である場合でやはり乳頭異常である（後乳頭短小という）いずれの乳頭も、その先端に斑点（孔）がなければならぬ。



(四)

これは3本の乳頭が正常で1本だけ短小の場合で、やはり乳頭異常であるが、この場合の減点は比較的軽い（左後乳頭短小という）いずれの乳頭も、その先端に斑点（孔）がなければならぬ。